

守山中学校の要求水準（改築概要）

1 敷地条件

- (1) 住 所 滋賀県守山市石田町350番地
- (2) 面 積 校地面積約44,532㎡
- (3) 地域地区 都市計画区域内 市街化調整区域 建ぺい率70% 容積率200%
- (4) 周辺道路

ア 敷地北東側：「県道赤野井守山線」（10m区域）

イ 敷地北西側：未判定道路（3mから6mの区域）

ウ 敷地南東側：「主要地方道草津守山線」（湖南街道）

現況は12mから18mの道路幅員であるが、平成26年度末（改築工事中）には、幅員31mの都市計画道路として供用開始され、交通量の増大が見込まれている。

エ 敷地南西側：「市道石田下之郷線」（15.5m区域）

2 守山中学校の施設整備の考え方

- (1) 守山の風土や景観に相応しく、守山中学校の伝統・文化に配慮した学校づくり

ア 守山市の教育施設の在り方を市内外に広く伝え、これからの時代の学習法に柔軟に対応できる象徴的な施設を整備する。

イ 守山市の中心部に位置し、昔ながらの風景と伝統が継承され、人と人とのつながりを大切にする地域特性を活かすとともに、比良・比叡の山並みや三上山の眺望、周辺の田園景観と調和した守山市の風土を感じられる建物とする。

ウ 「切磋琢磨」を今日までの教育中核目標として、学校づくりが行われてきた守山中学校にふさわしい象徴的な校舎とするとともに、「方円の庭」が長く生徒に親しまれてきたことを踏まえた緑豊かな憩いの場を整備するなど守山中学校の歴史、伝統を次世代に継承した施設を整備する。

エ 守山市景観計画（平成20年6月施行）」に位置づけられた沿道景観軸に適合する意匠、形態、施設配置とするとともに、湖南街道線上にある守山市民ホール、守山市民運動公園施設および学校法人立命館守山中学校・高等学校と調和した街並み景観を形成する。

- (2) 教育環境の質的向上が図れる学校づくり

ア 生徒が相談に入りやすい職員室とするなど校舎全体を生徒と教員が交流を図りやすくするとともに、教員相互の連絡を図りやすくし教員の目が届きやすくするなど安全・安心な施設環境に配慮した校舎とする。

イ 日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、周辺の緑豊かな自然環境を積極的に取り入れた豊かな施設環境を確保する。

ウ 必要諸室以外の室やオープンスペースを整備するなど、校舎全体にわたり生

徒が人間関係を形成しやすく、ゆとりと潤いのある豊かな空間を創造する。

エ 障害のある生徒だけでなく保護者や地域住民等の多様な利用者も想定し、ユニバーサルデザインに配慮した動線計画や施設整備を行う。

オ 隣接する市民運動公園においてイベント（ソフトボール大会等）が開催される場合、本中学校グラウンドがあわせて使用されることをふまえ、市民運動公園と行き来しやすい動線計画およびグラウンドの配置を行う。

(3) 環境に配慮した取り組み

ア 学校施設は、他の公共施設と比べ年間の一次エネルギー消費量が小さい傾向にあることをふまえ、国が推進する学校ゼロエネルギー化に向けた各種取り組みを参考としつつ、守山の気候風土に適した設備機器によらない省エネルギー対策や緑地整備等を積極的に行い、エネルギー負荷の低減を図る。また、最低限必要となるエネルギーについては、創エネ、畜エネ等の技術の適用を図り、年間におけるエネルギー消費を実質上ゼロに近づけるように努める。

なお、上記取り組みについては、生徒の環境学習の場に活用できるようにするだけでなく、学習した成果を地域住民に発信し家庭や地域の環境意識の向上につなげるような、地域の環境学習の拠点としての施設整備を行う。

イ 内装材には可能なかぎり、滋賀県産木材を使用する。なお、関係規定を満たす場合は一部構造部材とすることも可とする。

(4) 経済性や効率性、維持管理の容易性等に配慮した施設整備

ア (1)～(3)の具体策の検討に当たっては、ライフサイクルコストや費用対効果、施設耐用年数（約50年間を想定）にわたる維持管理の容易性等を十分に考慮する。

イ 建て替えに必要となる仮設校舎等の仮設計画については、学校全体の効率的な動線計画や全体事業費の縮減等に十分に配慮する。

ウ 今後の少子高齢化や情報化、学校法など学校教育の今後の進展に対して、長期にわたり対応できる柔軟な施設計画とする。

3 施設条件

(1) 対象施設

設計対象となる学校施設は、校舎、クラブハウスおよび倉庫（以下「校舎等」という。）ならびに校庭、駐車場および屋外設備（以下「外構施設」という。）とする。なお、屋内運動場、柔剣道場およびプールは設計対象には含まず、現状のまま利用するものとする。

(2) 建築条件

ア 構造は、原則として鉄筋コンクリート造とするが、他構造を提案してよいものとする。ただし、関係法令および文部科学省発行の平成21年度中学校施設整備指針（以下「中学校整備指針」とする。）の基準を満たすものとする。

イ 延床面積は合計7,500㎡程度（クラブハウスおよび倉庫は含まない）とする。

(3) 校舎等に関する条件

ア 普通教室

(ア) 必要教室数は、18教室程度とする。

(イ) 教室の広さは、64㎡程度とする。

(ウ) 日照、採光、通風等の良好な環境条件の確保に十分留意した配置とする。

(エ) 将来の人口増加および教育環境の変化に対応できるよう各学年に予備教室を1室ずつ配置する。予備教室は、普通教室2教室程度の広さとし、間仕切りできる仕組みとする。予備教室の名称は、多目的教室とする。

イ 特別支援学級

(ア) 必要教室数は、3教室程度とする。

(イ) 教室の広さは、普通教室1教室分相当とする。

(ウ) 1階に配置する。

ウ 特別教室

(ア) 理科室は3教室（準備室は2室）、美術室は2教室（準備室は2室）、音楽室および技術室は各2教室（準備室は各1室）、被服室、家庭室、図書室、コンピューター室は各1教室（準備室は各1室）を設置する。

(イ) 少人数指導教室は2教室、書写室、視聴覚室、生徒会室、楽器置場は各1室を設置する。

(ウ) 理科室、美術室、音楽室、技術室、被服室、家庭室、コンピューター室、書写室、視聴覚室の広さは、100㎡程度とする。

(エ) 図書室の広さは、130㎡程度とする。

(オ) 各準備室の広さは、30㎡程度とする。

(カ) 少人数指導教室、生徒会室、楽器置場の広さは、普通教室1教室分相当とする。

(キ) 被服室は、家庭室に隣接した位置に配置するよう配慮する。

(ク) 保健室は1階に配置する。

エ その他諸室

(ア) 校長室、通級指導教室、保健室、備品倉庫、職員室、大会議室、小会議室、事務室、印刷室、放送室、教具室、用務員室、湯沸室、教職員用更衣室、教育相談室、トイレ等を整備する。

(イ) 校長室、通級指導教室、保健室、備品倉庫の広さは、普通教室1教室分相当とする。

(ウ) 職員室の広さは、150㎡程度とする。

(エ) 大会議室の広さは、100㎡程度とする。

(オ) 小会議室、事務室、印刷室、放送室、教具室、用務員室、湯沸室の広さは30㎡程度とする。

- (カ) 教職員用更衣室は、広さ15㎡程度を男女別に配置する。
- (キ) 教育相談室は、広さ15㎡程度を4か所設置すること。
- (ク) トイレは、生徒の分布状況および動線を考慮し、生徒が利用しやすい位置に男女別に配置する。また、教職員用のトイレについては、生徒用とは別に適切な位置に設置する。なお、障害のある生徒の利用に配慮した多目的トイレを各階に1か所配置する。詳細については、基本設計の際、市との協議により決定するものとする。
- (ケ) 職員室は見渡しがよく、校内各所への移動が便利な位置に配置する。
なお、職員室内には非常用通報装置およびP Cサーバーのスペースを含むものとする。
- (コ) 教具室は、各学年に1か所を適切な位置に配置する。

オ 設備

- (ア) 効率的で維持管理が容易なシステムを基本とし、環境に十分配慮した計画とする。
- (イ) エレベーターは、ストレッチャー対応型を1基、設置する。
- (ウ) 家庭室の熱源については、プロパンガスとする。
- (エ) 空調設備は、校長室、保健室、職員室、事務室、図書館、コンピューター室のみに設置する。

カ クラブハウスおよび倉庫

- (ア) クラブハウスは、約200㎡程度（部屋数20室程度）の広さとする。
- (イ) 倉庫は、約60㎡程度の広さとし、クラブハウスと隣接した位置に配置する。

キ その他

上記の必要諸室以外の室やオープンスペースについては、必要に応じて、提案を認めるものとする。

(4) 外構施設に関する条件

ア 校庭（グラウンド）

次の条件にある用途が可能となる広さの校庭（グラウンド）を提案すること。

なお、校庭は1か所に整備する必要はなく、現状のように（例：軟式テニスコート）複数か所に設けてよく、また、トラック・直線路、軟式野球場、ソフトボール場およびサッカーコートの各競技場は、それぞれ他の競技場と兼用してよいものとする。

- (ア) トラックは、1周300m、7レーンを整備する。
- (イ) 直線路は、直線100m、7レーンを整備する。
- (ウ) 軟式野球場は、両翼90m程度、1面を整備する。
- (エ) ソフトボール場は、両翼70m程度、1面を整備する。

なお、ソフトボール大会の際には同時に4試合できる面積を確保する。

- (オ) 軟式テニスコートは、4面（専用）を整備する。

- (カ) 走り幅跳びは、1レーンおよび砂場を整備する。
- (キ) 鉄棒は、高鉄棒（3連×1）を整備する。
- (ク) サッカーコートは、ゴール1対（移動式）を整備する。
- (ケ) 体育大会時に上記(ア)のトラックが観戦できるような位置に本部席、観客席、生徒席スペースを確保できるよう整備する。

イ 正門

正門は、位置を変更してもよいが、その場合は現状と同じ県道赤野井守山線に面して整備するものとする（角地での整備は可）。

ウ 駐車場

- (ア) 職員用駐車場は駐車マス（長さ5m、幅員2.5m）50台分を整備する。
ただし、車を詰めて駐車することや敷地内の空きスペースを活用して駐車する等により、50台分の駐車マスを確保することも可とする。
- (イ) 来客用駐車場は駐車マス（長さ5m、幅員2.5m）10台分を整備する。
- (ウ) 自転車駐車場は、屋根付きおよび自転車700台を収納できる施設を整備する。

エ 屋外設備

- (ア) 国旗、校旗掲揚ポールスペース（グラウンド3本、屋上1本）を確保する。
- (イ) 手洗い、足洗いおよび水飲み場を適宜、設置する。

(5) 工事費（税込）

25億円を上限とする。（設計・監理費を除く）ただし、仮設校舎を必要としない場合は、23億円を上限とする。

(6) その他

本要求水準は実施設計の段階において変更することがある。

4 近隣施設の状況

隣接する守山市民運動公園は、昭和56年に開催された「びわこ国体」の会場として全面供用され、今日に至っているが、人口も当時と比べ約31,000人増加し、公園に対する市民のニーズは変化してきている。よって、これらを踏まえ、同公園を市民が憩え、散策でき、またスポーツもできるニューヨークのセントラルパークのような公園に再編することを予定している。

なお、市民運動公園の中にある「ほたるの森資料館」は、守山のゲンジボタルの歴史、守山市の取り組み状況などを市民が学習する資料館となっている。

5 事業計画（予定）

- (1) 基本設計・実施設計作成：平成24年度から平成25年度
- (2) 建築工事施工：平成26年度から平成27年度
- (3) 供用開始：平成28年4月頃

(各施設の計画面積表)

室名	室数	面積 (㎡)	総面積 (㎡)
普通教室	18	64	1,152
多目的教室	3	128	384
特別支援学級教室	3	64	192
特別教室			
理科室	3	100	300
理科室準備室	2	30	60
美術室	2	100	200
美術室準備室	2	30	60
音楽室	2	100	200
音楽室準備室	1	30	30
技術室	2	100	200
技術準備室	1	30	30
被服室	1	100	100
被服室準備室	1	30	30
家庭室	1	100	100
家庭室準備室	1	30	30
図書室	1	130	130
図書室準備室	1	30	30
コンピューター室	1	100	100
コンピューター室準備室	1	30	30
少人数指導教室	2	64	128
書写室	1	100	100
視聴覚室	1	100	100
生徒会室	1	64	64
楽器置場	1	64	64
その他諸室			
校長室	1	64	64
通級指導教室	1	64	64
保健室	1	64	64
備品倉庫	1	64	64
職員室	1	150	150
大会議室	1	100	100
小会議室	1	30	30
事務室	1	30	30
印刷室	1	30	30
放送室	1	30	30
教具室	3	30	90
用務員室 (宿直室、ボイラー室含む)	1	30	30
湯沸室	1	30	30
教職員用更衣室	2	15	30
教育相談室	4	15	60
小計①			約4,700
トイレ			
トイレ (生徒用)	8 ※1	45 ※2	360
トイレ (教職員用)	2	15 ※2	30
多目的トイレ	4 ※1	10 ※2	40
廊下および階段等	-	-	約2,400
設備			
エレベーター	1	52 ※2	52
その他			
上記の必要諸室以外の室			※3
オープンスペース			※3
小計②			約2,300
合計 (①+②)			約7,500
クラブハウスおよび倉庫			
クラブハウス	20	10	200
倉庫	1	60	60
総面積			約7,800

※1 施設計画によって変動するが、ここでは仮に4階建を想定した場合の室数を設定している。

※2 施設計画によって変動するが、ここでは仮の面積を設定している。

※3 必要に応じて、提案を認めるものとする。

